

ブロック塀等の撤去・建替えについてのご案内

工事に着手（契約）する前に補助金の申請・交付決定が必要です！

令和7年度の2月末までに事業を完了し、完了報告の提出が必要です。

過去の地震では、ブロック塀が倒壊して多くの死傷者が出ました。危険なブロック塀は、地震が起きたとき、歩行者に倒れかかったり、道路をふさぐなど、たくさんの被害をもたらします。

地震に備え、自宅の耐震化はもちろん、人々の生命を守るため、ブロック塀を安全なものへ改善することが求められています。

ブロック塀等を撤去するときは、施工業者さんに直接依頼してください。

市の助成制度

対象

撤去事業：避難路（住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る道路）に面した4段積み以上のブロック塀等で、地震の際に倒壊・転倒のおそれがあるブロック塀等を全撤去する工事

建替え事業：緊急輸送路または小中学校の通学路に面した危険なブロック塀等を、安全な塀（金属製フェンス、生垣、木塀等）に建替え（撤去して再建築）する工事

※ブロック塀等への建替えは、対象外です。

※原則として、現状の基礎の再利用はできません。再利用する場合は、新しい塀が安全と確認できる計算書等が必要となります。

①補助額（避難路沿道）

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

②補助額（通学路沿道） ※市立小中学校指定の通学路に限る

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

建替え事業：建替えに要する費用と、建替えるブロック塀等の長さ※×47,600円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

撤去のみとなる部分は、撤去するブロック塀の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内

※撤去する長さと建替え後の長さのいずれか短い方

③補助額（緊急輸送路沿道） ※緊急輸送路については別紙参照

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×19,980円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内

建替え事業：建替えに要する費用と、建替えるブロック塀等の長さ※×58,380円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内

撤去のみとなる部分は、撤去するブロック塀の長さ×19,980円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内

※撤去する長さと建替え後の長さのいずれか短い方

補助申請の流れ

補助申請の前に市の担当者がブロック塀の現地確認を行い、補助対象となるかを判定します。道路からブロック塀等を確認し、補助対象の可否及び使用できる助成制度の種類等を電話にてお伝えします。

その後には交付申請書の提出となります。

NO.	内 容	手 順	方 法
①	ブロック塀の事前確認依頼	申請者⇒市	電話・窓口
②	現地確認（2週間程度、立ち合い不要）	市	
③	補助対象の可否を連絡	市⇒申請者	電話
④	交付申請を提出	申請者⇒市	窓口
⑤	交付決定通知書を送付	市⇒申請者	郵送
⑥	契約※⇒工事⇒業者への支払い	申請者	
⑦	完了報告書を提出	申請者⇒市	窓口
⑧	確定通知を送付	市⇒申請者	郵送
⑨	補助金振込	市⇒申請者	

※業者との契約は交付決定通知を受けた後に行ってください。

事前に契約をしてしまうと補助対象とすることができません。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 案内図
4. 施工前の写真（原則、カラーで提出すること）
5. 撤去前のブロック塀の配置図・断面図
6. <<建替え事業の場合>>
安全な塀に建替える設計図（配置図・平面図・立面図・断面図）
7. 見積書の写し
8. 市税完納証明書（市民税課 手数料 300 円、3 ヶ月以内に発行されたもの）
または同意書

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



・ブロック塀等の撤去又は建替え工事に着工

工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書等の写し
4. 事業の完了を確認できる全景写真（原則、カラーで提出すること）
5. <<建替え事業の場合>>
工程毎の工事写真（原則、カラーで提出すること）
6. <<建替え事業の場合>>
完成図（配置図、平面図、立面図、断面図）

完了報告書が提出されると、工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

